



北本市議会基本条例に ついて

議会基本条例とは？

議会基本条例とは、直接住民から選ばれた市長と議会を構成する議員といった、二元代表制の考え方を根本において、市民の信託に応えるために基本的な原則を定めたものです。その中には、議会運営や議会の組織、市民との関わり方、市長等との関係など基本的なことが含まれています。

目次	2
前文	3
第1章 総則（第1条—第4条）	5
第2章 議会及び議員の活動原則（第5条—第7条）	10
第3章 市民と議会との関係（第8条—第12条）	13
第4章 議会と市長等との関係（第13条—第17条）	19
第5章 議会運営（第18条—第22条）	25
第6章 議会の機能強化と改革（第23条—第34条）	30
第7章 議員定数、議員報酬等（第35条—第38条）	42
第8章 見直し手続（第39条）	46
附則	47

北本市議会基本条例【逐条解説】

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第5条—第7条）

第3章 市民と議会との関係（第8条—第12条）

第4章 議会と市長等との関係（第13条—第17条）

第5章 議会運営（第18条—第22条）

第6章 議会の機能強化と改革（第23条—第34条）

第7章 議員定数、議員報酬等（第35条—第38条）

第8章 見直し手続（第39条）

附則

前文

北本市は、平成21年に「自らのことは自らが決し、その責任は自らが負う」という自治の理念の下、北本市におけるまちづくりの最高規範である北本市自治基本条例（平成21年条例第22号）を制定しました。

今日、地方分権が進む中で、本市議会が、地域における民主主義の発展と市民福祉^{*1}の向上のために果たすべき役割や責務は、ますます大きくなっています。

本市議会は、日本国憲法で定められた住民を代表する議事機関であり、二元代表制^{*2}の一翼として、住民の信託に応え、市民の意思を的確に市政に反映させる責務があります。同時に、自由かつ充実した討議を行い、立法機能や監視機能など^{*3}を十分発揮することによって、言論の府^{*4}である議会の役割や責務を全うする使命が課せられています。

地方自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今、市議会としての役割や責務を果たすために、議会の活動に関する様々な情報を発信して、市民参画及び市民との協働を推進し、市民にとって身近で開かれた、信頼される議会を実現する必要があります。

よって、本市議会は、自ら議会改革を推し進め、議会の権能を更に高めていくことを決意し、この条例を制定します。

【趣旨・解説】

前文は、条文本体の前に置かれ、その法令の制定の趣旨や理念、目的、想いなどを強調して述べた文章です。具体的な規範を定めるものではありませんが、各条文の解釈の基準や考え方となるものと言われています。前文のある法律は、日本国憲法、教育基本法、男女共同参画社会基本法、少子化社会対策基本法など、基本法に比較的多く見受けられます。北本市の条例でも北本市自治基本条例や北本市環境基本条例に前文が置かれています。

戦後、我が国は、それまでの集権国家的体制から地方分権体制への移行を目指し、地方公共団体の自主性、自立性の強化を目的に、議会の地位向上や権限の拡大を保障する制度がつけられました。日本国憲法では、地方自治について「第8章 地方自治」を設けて、第93条で、「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する」と定め、加えて「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と定めています。これは、首長と議員ともに住民の信任により選出されることによって、地域住民の意思を自治体の行政にできるだけ反映させようという意図です。

そして今、「自らのことは自らが決し、その責任は自らが負う」という自治の理

念のもとに地方公共団体は、さらなる自立強化が求められています。このような背景から、多くの市町村は自治基本条例などを制定するようになりました。市町村議会でも、議会基本条例の制定が進んでいます。北本市議会でも、かねてより議会基本条例制定についての議論を行ってきましたが、ここに制定の運びとなりました。

北本市議会基本条例の前文では、議会が、市民にとって身近で開かれた、信頼される議会を実現する必要があることを示し、自ら議会改革を推し進め、議会の権能をさらに高めていくことの決意を明記しています。

《用語の解説》

*1 「市民福祉」：福祉とは、「しあわせ」や「ゆたかさ」を意味する言葉であり、ここでは、すべての市民の幸せという考え方で述べています。

*2 「二元代表制」：立法府を構成する議員と、行政府の長をそれぞれ住民の直接選挙で選ぶ制度で、憲法第93条では、「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と定めています。二元代表制は、議会は条例や予算などを審議、決定する権限を持ち、首長がその事務執行についての責任を持つことになっています。

*3 「立法機能や監視機能など」：条例の制定や改正、廃止をするときは議会の議決が必要とされています。これは、議決権とされ、この他に予算や決算なども含まれます。また、事務執行について、住民の代表として議会は監視する権限を有しています。その他、議長などを独自に選ぶ選挙権や議会内部の組織や運営に関する一定の事項について、自ら決定処理する自律権、国や県に意見書を提出することなどができる意見表明権などがあります。

*4 「言論の府」：議員一人ひとり、それぞれ異なる主義主張を持って議会という合議機関に参加しています。そのため様々な価値を持っていますので、議員間における自由かつ充実した討議を行い、市長が代表する行政機関とは違う政策等を提案することが求められています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会の役割及び責務を果たすための基本的な事項を定めることにより、市民に信頼される議会の実現を図り、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

【趣旨・解説】

議会基本条例の制定目的を規定しています。前段は、「本条例制定の目的」である、議会の基本的な事項を定めることによって、市民に信頼される議会の実現を図ることを掲げ、後段では「最終的に求めるべき目的」として、市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを掲げています。

(この条例の位置付け)

第2条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図るものとする。

【趣旨・解説】

形式的に他の条例との間に法的効力の優劣があるわけではありませんが、本条例は、議会活動の根本となるものであるとの考えから、実質的には他の議会に関する条例や規程の中で、最高規範であるという性質を有することを示しています。

他の議会に関する条例などの制定や改正、廃止にあたっては、本条例の趣旨を尊重し、本条例との整合性を図ることを定めています。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住み、市内で働き、若しくは市内で学ぶ人又は市内に事業所を置き、市内で事業活動を行う者をいう。
- (2) 市長等 市長その他の執行機関をいう。

【趣旨・解説】

本条では、北本市議会基本条例の中で、たびたび使用されている「市民」と「市長等」という言葉を、このような意味で使っています、ということを示しています。

(議会の役割)

第4条 議会は、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議事機関として、議案の審議及び審査*¹を行い、本市の意思決定を行うこと。
- (2) 市長等の事務執行*²について監視し、政策の効果を適切に評価すること。
- (3) 市政の課題等について調査を行い、政策立案及び提言を行うこと。
- (4) 決議、意見書等により、国又は関係行政庁に対し、意見表明を行うこと。

【趣旨・解説】

本条では、議会が担う役割を定めています。

議会と首長の権限は、明確に区別されており、相互の牽制作用による調和の上に、民主的で公正な行政運営を実現することが本来の姿です。議会の権限には、大きく分けて、議決権、監視権、選挙権、自律権、意見表明権があります。

(1)は、議決権について述べています。北本市という地方公共団体の意思や北本市議会という機関の意思を決定するために付与された権限です。議決を必要とする事件については、地方自治法第96条第1項で、「条例を設け又は改廃すること」「予算を定めること」「決算を認定すること」など15項目にわたって定められています。また、15項目以外の地方公共団体に関する事件についても、条例で議会の議決すべき事件とすることができます。

(2)は、首長の行う事務執行について、議会が監視する権限について述べています。議会は、住民の代表機関ですので、住民に代わって北本市の事務の執行を事前又は事後に監視して、首長をはじめとした執行機関を牽制する必要があります。監視権は、いくつかに分けられますが、主なものは「報告及び書類受理権」「検査権」「監査請求権」「調査権」「承認権」「不信任決議権」などです。

(3)は、議会が単に受動的な批判機関にとどまることなく、積極的、能動的に政策を立案して、執行機関にそれを実行させる役割を担うことを定めています。このために、地方自治法では、議員や委員会に発案権が与えられています。また、会期制や常任委員会制の採用、議長及び議員の臨時会を招集する請求権など、議会が政策形成等の活動をするのを制度的に保障するものと考えられています。

(4)は、議事機関としての議会の意思や意見をまとめて、国や関係行政庁に意見表明を行うことを定めています。議会の意思決定のうち、条例の制定、改廃や予算

の議決など、直ちに北本市の意思（このことを団体意思といいます）の決定という効果を持つものと、意見書の提出、懲罰、長の不信任などのように、その議決や決定が議会という議事機関としての意思（このことを機関意思といいます）にとどまるものがあります。この、議事機関としての意思を決定するための発案権は、議員のみにあるとされています。決議は機関意思の決定で、政治的効果や議会としての意思を対外的に表明することが必要であるなどの理由で行われる議決です。また、北本市の公益に関する事件について、議会が機関としての意思を意見としてまとめたものを意見書といいます。地方自治法で議会は、意見書を国会や関係行政庁に提出できるとされています。なお、「公益に関すること」である限り、法律上の制限はありません。

《用語の解説》

*1 「審議及び審査」：「審議」は、議会の本会議で、付議された事件について、説明を聞いて、質疑、討論、表決する過程をいいます。「審査」は、委員会において、議会の議決の対象となる議案やその他の事件について、議論し、結論を出す過程をいいます。

*2 「事務執行」：地方公共団体の事務は、地方自治法で「地域における事務」と「その他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの」と定めています。この事務は、「自治事務」と「法定受託事務」に分けられます。事務の範囲については、明確にその範囲を限ることは難しいですが、およそ地域に関する事務はすべて含まれている広い概念とされています。基本的に住民から選挙された代表者によって構成される議会が「法」を定め、その「法」に従って首長が事務を執行して、その執行に対して議会に対して責任を負うという原則があります。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第5条 議会は、その役割を果たすため、次の各号に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 住民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重んじた、市民にわかりやすい開かれた議会を目指すこと。
- (2) 議会が、討議の場であるとの認識に立って、市民の参加の機会を確保し、市政の課題等の解決のために尽力すること。
- (3) 自由かつつな討議を行い、市政の課題等に関する論点及び争点を明らかにし、政策提言、政策立案等に努めること。
- (4) 議会の活動について、積極的な情報公開を行い、もって市民への説明責任を果たすこと。
- (5) 積極的な調査研究活動に努めるとともに、継続的な議会改革に取り組むこと。

【趣旨・解説】

第4条で定めた議会の役割を果たすために、議会という機関としてどのように行動すべきかを5つに分けて定めています。前文の理念に則り、「市民にわかりやすい開かれた議会」「市民の参加の機会を確保」「自由かつつな討議」「市民への説明責任」「継続的な議会改革」などをキーワードとしています。

(議員の活動原則)

第6条 議員は、その役割を果たすため、次の各号に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議員は、議会が合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を推進すること。
- (2) 市政の課題等について、市民の多様な意見を把握するとともに、自己の資質向上に努め、市民の信頼に応える活動をすること。
- (3) 市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。
- (4) 市民に対し、自らの議員活動について説明すること。
- (5) 市政に関して、調査及び研究を行うとともに、必要に応じ議案を提案すること。
- (6) 議会活動を最優先するよう努めること。

【趣旨・解説】

本条では、第4条議会の役割及び第5条議会の活動原則を実現するために、議員としての活動原則として6つを定めています。北本市議会議員は、今後この活動原則に則って議員活動を行うことになります。

(議員の政治倫理)

第7条 議員は、住民全体の代表者として高い倫理観を持って、誠実かつ公正に活動するものとする。

2 前項に規定するもののほか、議員の政治倫理に関する事項については、別に条例で定める。

【趣旨・解説】

市民全体の代表者として公平・公正に行動するために政治家が持たなければならない行動規範を政治倫理といいます。法律に抵触するような行動はもちろんですが、法律に抵触しなくとも、政治家が持つべき倫理観があることを改めて定めています。

第2項では、議員の政治倫理に関する詳細については、別の条例を定めることを明記しています。

第3章 市民と議会との関係

(市民の参加の機会の充実)

第8条 議会は、公聴会*¹及び参考人制度等*²の活用や広報広聴機能の強化により、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実に努めるものとする。

2 議会は、市民の参加の推進に努めるとともに、市民との意見交換の場を設けるものとする。

【趣旨・解説】

本条では、市民参加についての基本的な考え方を定めています。地方公共団体の議会は、その活動などについて住民に公開して、批判の機会が確保されなければなりません。そのため、市民が参加できる機会を充実することを定めています。

《用語の解説》

*1「公聴会」：元々は公の機関が、一定の事項について判断し、又は決定する場合に、利害関係者又は学識経験者などの意見を広く聴き、その参考にするための制度のことをいいます。地方議会では、予算やその他重要な議案、請願などの審査にあたって、必要があるときに本会議や委員会が開くことができるとされています。

*2「参考人」：議会が本会議又は委員会において、地方公共団体の事務に関する調査又は審査のために必要があると認めるときに出頭を求めて、それに応じて本会議又は委員会に出頭して意見を述べる人のことです。

(会議の公開)

第9条 議会は、会議を原則公開とする。

2 議会は、会議で用いた資料について積極的な公開に努めるとともに、市民が傍聴しやすい環境の整備に努めるものとする。

【趣旨・解説】

地方自治法第115条で、「普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する」と規定しています。地方自治法の「会議」には、本会議を指示していて、常任委員会や議会運営委員会、特別委員会は含まれていません。また、「公開」は、傍聴の自由、議会の運営に関する報道の自由及び会議録の公表を意味します。原則として誰でも自由に傍聴できます。ただし、議場の秩序を維持するために、議長には傍聴人に対する取り締まりの権限があります。委員会は、制限付きの公開とされており、委員会条例で委員長の許可制を採用しています。これは、委員会が議会の内部機関であるためです。なお、会議公開の例外として、出席議員の3分の2以上の多数決議決があれば、秘密会とすることもできます。

本議会では、常任委員会や議会運営委員会が任意で開催する協議会や議員全員が参加する全員協議会などについても、運営上支障がない場合は委員や議員の了承を得て公開することとしています。第2項では、会議で使用した資料についても、運営上支障がない場合は公開に努めることや、できるだけ多くの市民の皆さんに傍聴していただけるよう努めることを定めています。

(請願及び陳情)

第10条 議会は、請願*¹及び陳情*²を幅広い提案又は意見と位置付け、適切に処理するものとする。

2 議会は、請願及び住民による陳情の提案者から申出があったときは、当該提案者の意見を聴く機会を設けることができるものとする。

3 議会は、採択した請願及び住民による陳情のうち市長等において措置することが適当と認めるものについては、市長等に送付した後、その処理の経過及び結果の報告を求めるものとする。

【趣旨・解説】

市政の課題等を解決するためには、市民の皆さんとの協働が重要です。そのため、特に住民からの請願、陳情には真摯に傾聴する姿勢を取るべきです。請願については、議案と同様に扱い、委員会付託等を行ってきましたが、これまで陳情については、委員会への付託などを行ってきませんでした。今後は、住民からの陳情については、内容に応じて適切に処理することを決めました。

請願については、これまでも提案者から申し出があった際は、所管する委員に審査の際に意見を聴く機会を設けていました。今後は、住民による陳情も提案者からの意見を聴く機会を設けることができることになりました。

請願については、これまでも議案と同様に扱い、その結果については市長等に送付していましたが、今後は、住民からの陳情のうち委員会付託などを行ったものについても同様の取り扱いになります。また、市長等に送付したもののうちで、市長等が処理することが適当なものについては、その後の処理をどのように行ったのかについて、経過や結果についての報告を求めることになります。

《用語の解説》

*1 「請願」：幅広い人々（未成年者や外国人、法人、議員などまで含まれる）が、国又は地方公共団体等に対して、その所管する事項に関して一定の措置を取る、あるいは取らないように希望し、申し出ることをいいます。憲法では第16条で「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」として基本的人権の一つに位置付けています。地方議会への請願は、議長あてに議員の紹介により請願書を提出することになっており、提出された請願は議案に含まれるものと解釈されています。

*2 「陳情」：国又は地方公共団体等に対して、一定の事項に関して利害関係のある

者が、その実情を訴えて、相当の措置を要望する行為をいいます。陳情は、紹介する議員は必要ないとされています。

(議会報告会)

第11条 議会は、市民に対する説明責任を果たすとともに、市民との意見交換を通して多様な課題の解決に取り組むために、議会報告会を開催するものとする。

【趣旨・解説】

議会にどのような議案が付議され、どのような審議や審査を行ったかを市民の皆さんにお知らせすることは、市民に開かれた身近な議会を実現するためにとっても重要なことです。そのため、議会報告会を開催することを定めています。

既に、年4回行う定例会後に議会報告会を実施しています。そこでは、議員の個人や会派の見解を示す場ではなく、北本市議会としての審議や委員会の審査内容などをお知らせしています。また、市民からの意見を聴取して、市政運営に反映させるための意見交換の場としても設定しています。そこで出された意見を、市政の課題等に反映するよう努力し、また議会報告会の運営等についても改善を図っていきます。

(議会モニターの設置)

第12条 議会は、円滑かつ民主的な議会運営等を推進するため、住民のうちから議会運営に関する意見の提出等を行う議会モニターを設置することができる。

2 前項の議会モニターに関し必要な事項は、議長が別に定める。

【趣旨・解説】

市民により開かれた、身近な議会を実現するため、議会の活動状況等について広く住民から意見や感想・提言を求める制度を定めました。

第4章 議会と市長等との関係

(市長等との関係)

第13条 議会と市長等との関係は、その立場及び権能の違いを踏まえ、緊張関係の保持に努めるものとする。

2 議会は、市長が提案する重要な政策、施策、計画、予算等（以下「政策等」という。）については、議会審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、市長に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

【趣旨・解説】

市長も議会を構成する議員もそれぞれ住民から直接選挙で選ばれた代表者です。議会には、本市の意思決定を行うことや事務執行について監視し、政策の効果を適切に評価すること、市政の課題等について調査を行い、政策立案及び提言を行うことといった役割があります。そのため、市長等と緊張関係を保持することや市長が提案する重要な政策、施策、計画、予算等（以下「政策等」といいます。）について、審議に必要な情報を明らかにするよう求めることを定めています。

(政策等の形成過程の情報収集)

第14条 議会は、提案される政策等について、議会審議に資するため、提案者に対し、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等の提案に至った経緯又は理由
- (2) 検討した他の政策等案の内容
- (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画における根拠又は位置付け
- (6) 根拠法令、根拠条例等
- (7) 政策等の実施に要する経費及び財源
- (8) 将来にわたる政策等の効果及び経費

2 議会は、政策等及び決算を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

【趣旨・解説】

市政の課題等を明確にして、本市の将来に資する政策等を審議するためには、自由かつつな討議が必要です。そのために必要な市長等や議員、委員会から提案された政策等についての情報を求めることを定めています。

第1項では、議会に提案される重要な政策、施策、計画、予算等といった政策等について、議会での審議に資するために、提案者である市長等又は委員会、議員に対して(1)から(8)までの8項目にわたる情報を明らかにするよう求めることを定めています。この場合、全てが必要な情報というわけではなく、政策等の内容に応じて求めるものが異なります。

第2項では、政策等及び決算を審議するに当たっての議会としての心構えを定めています。

(反問権の付与等)

- 第15条 会議において、議員の質問*¹又は質疑*²（以下「質問等」という。）に対し答弁をする者は、質問等の論点及び根拠等を明確にするため、議長又は委員長の許可を得て、反問することができる。
- 2 議員は、会議において質問等を行うに当たっては、質問等の論点及び根拠を明確にし、市民に分かりやすい方法で行うよう努めるものとする。
 - 3 議員の市長等に対する質問は、広く市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするため、一問一答の方式で行うことができる。
 - 4 議長は、議員又は委員会による条例の提案及び議案の修正の提案に対し市長等が意見を述べる機会を与えることができる。

【趣旨・解説】

反問権は、簡単にいうと質問者に対して問い返すことができる権利ですが、反問権については、地方自治法で想定していません。反問する内容については、例えば質問の趣旨や内容の確認、質問の背景や根拠、質問者への代替案の有無の確認などが考えられます。議員からの質問等に対して、的確な答弁を市長等が行うことができるようにすることを目的として定めています。

第1項では、本会議や委員会などにおいて、議員の質疑や質問に対して、その論点及び根拠等を明確にして、市長等が的確な答弁が行えるよう反問することができることを定めています。反問する者は、挙手を行い、反問したい旨議長又は委員長に告げて、その許可を得て行うこととなります。

第2項では、反対に議員が質問等を行う際の留意点を定めています。

第3項では、議員が質問を行う場合は、総括的に問い質す方式と一問一答で問い質す方式をどちらか選択できることを定めています。北本市議会の場合、総括的に質問する場合は、全体として3回までとしています。一問一答方式の場合は、回数に制限はありません。

第4項では、議員や委員会が提案する条例案や議案の修正案に対して、市長等から事前に申し出がある場合、議長は市長等に意見を述べる機会を与えることができることを定めています。

《用語の解説》

*1 「質問」：それ自体独立した日程を組む必要があるもので、質問は常に市長等

に対して行われ、一般質問と緊急質問があります。一般質問は、議員が北本市の行政全般にわたって、市長等に対して事務の執行状況や将来に対する方針等について、その所信を質し、あるいは報告、説明、疑問を質すことをいいます。

緊急質問は、天変地異や突発的な出来事の発生などに際して、又は市長等の政治責任などに関して、緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときに、議会の同意を得て行う質問のことです。

*2「質疑」：会議に付議された事件について、提出者の趣旨説明や修正案の説明などがあつた後に、討論、表決に入る前や委員会に付託した事件について、委員会の審査及び報告内容に対して、疑義を質すために行われる発言のことです。

(閉会中の文書による質問)

第16条 議員は、閉会中に議長を経由して、市長等に対し文書により質問を行い、文書による回答を求めることができる。

2 前項の閉会中の文書による質問に関し必要な事項は、議長が別に定める。

【趣旨・解説】

議員には、その資格に基づいて様々な権能が認められています。議会の構成員として、審議に加わり、議会としての意思形成に参画することが最大の使命であるため、請求権や要求権、投票権、質問権、異議申立権等種々の権限が保障されています。中でも、地方議会は、執行機関に対する監視機能を有しますので、当該地方公共団体の事務全般について、議案とは関係なく市長等に対して口頭で見解を質すことができます。これを「一般質問」といいますが、一般質問は、定例会でのみ行うことができるとされています。したがって、臨時会で質問を行いたい場合は、「緊急質問」で対応することになります。

いずれにしても、定例会や臨時会でのみ質問が行えることになっており、質問が緊急を要するときに、その機会を待っていることが適当でない場合が考えられます。そのため、閉会中であっても議長を経由することによって、市長等に文書による質問をすることができることを決めました。

閉会中の文書による質問については、取り扱いやその方法に関して、議長が別に定めることとしています。

(議決事件の追加)

第17条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件は、次に掲げるものとする。

- (1) 基本構想(北本市自治基本条例第11条第1項に規定する基本構想をいう。以下同じ。)の策定、変更又は廃止に関するもの
- (2) 基本計画(基本構想を実現するための基本的な計画で、市政全般に係る政策及び施策の基本的な方針を総合的かつ体系的に定めるものをいう。)の策定、変更又は廃止に関するもの

2 議会は、前項各号に掲げる事件の審議において、市長等とともに市民に対する責任を担いながら、計画的、かつ、市民の視点に立った透明性の高い市政運営となるよう議論に努めるものとする。

【趣旨・解説】

地方自治法第96条第1項では、地方公共団体の議会が議決しなければならない事件として、条例の制定、改廃や予算を定めることなど、15項目を定めています。同法96条第2項では、それぞれの自治体が15項目以外にも、議決すべき事件について条例で定めることができるとしていることから、本市にとっての重要な政策等について、議決事件と決めました。

第1項では、いわゆる「北本市総合振興計画基本構想」及び「北本市総合振興計画基本計画」の策定、変更又は廃止をする場合は、議会の議決すべき事件であると定めています。

第2項では、議会が、第1項で規定する議決事件の審議する場合における留意事項を定めています。

第5章 議会運営

(定例会)

第18条 法第102条第2項に規定する議会の定例会の回数は、毎年4回とする。

2 議会の定例会は、毎年3月、6月、9月及び12月に招集する。ただし、都合により繰り上げ、又は繰り下げることができるものとする。

3 議会は、必要な審議日数を適切に確保し会期を定めるものとする。

【趣旨・解説】

議会の開催は、議会が活動するために、首長が一定の期日及び場所を指定して、議員全員に集合を要求します。地方議会の招集で開催される会議は、臨時会と定例会があり、それぞれ、審議できる事件は異なります。

臨時会は、必要がある場合に、特定の事件に限って審議するために招集する会議で、あらかじめ告示された事件に限り審議されます。定例会は、付議される事件の有無にかかわらず定期的に招集される会議です。定例会では、広く地方行政全般にわたり審議しようとするものであるため、あらかじめ付議する事件を告示する必要はありません。

また、定例会を招集する回数については、各地方公共団体が定める条例に基づいて、毎年、条例で定める回数招集しなければならないことになっています。本市では、地方自治法102条第2項で、「定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない」としていることから、北本市議会定例会条例（昭和31年条例第4号）で、毎年4回と定め、北本市議会定例会規則（昭和34年議会規則第3号）で、「定例会は、毎年3月、6月、9月及び12月に招集する」と定めていました。

これらの会期に関する規定について、議会基本条例を制定するに当たり、一本化してわかりやすくするため定めました。

(議長及び副議長)

第19条 議長は、議会の代表者として、中立かつ公平な立場においてその職務を行い、民主的かつ公正な議会運営を行わなければならない。

2 議長は、議場の秩序を保持し、円滑な議事運営に努めるものとする。

3 前2項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合に準用する。

【趣旨・解説】

地方議会は、議員の中から議長及び副議長をそれぞれ選挙することが義務付けられています。

議長は、議員のうちから、議会内での選挙により選ばれて、議場の秩序の保持や議事の整理、議会の事務を統理する権限と議会を代表する地位を与えられた人のことです。

副議長は、議長に事故があるとき又は欠けたときに、議長の職務を行うものとして、議会内での選挙により選出されます。

本条では、それら議長及び副議長の職務上の義務を規定しています。

(災害時の議会の対応)

第20条 議会は、災害時においても、議会機能を的確に維持しなければならない。

2 災害時の議会の行動基準等に関しては、議長が別に定める。

【趣旨・解説】

地方議会は災害発生等の非常時に、これまでは特に何かをするという役割はありませんでした。しかし、阪神・淡路大震災、東日本大震災などの大規模災害を受けて、災害時の対応について積極的に議論し、対策を考える必要が認識されるようになりました。

地元で災害が起こった時は、議員である前にまず一人の住民として災害に対応することになります。その中で同時に、市長等との連絡、住民の要望のとりまとめ、地域の避難体制づくりなど、議員として果たす役割は大きいものがあります。また、議員自身が被災したり、議会の招集に応じられないケースなども考えられます。

議会として防災にどのように対応するのか、危機発生時に議会や議員はどのように動けばいいのかなどについて十分に考える必要があります。

第1項で、議会は大規模災害といった非常時についても、二元代表制の趣旨に鑑み、市としての意思決定や事務執行についての監視など、議会の役割を担う必要があるため、的確に維持しなければならないことを定めています。

第2項では、災害時に議会がどのような対応や行動等を行うかの詳細については、議長が別途定めることとしています。

(委員会)

第21条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）は、調査、研究及び審査を充実させるため、必要に応じて委員相互間の討議を行うよう努めるものとする。

2 委員会は、公聴会及び参考人制度の活用に努めるものとする。

3 委員会は、政策立案及び政策提案を積極的に行うよう努めるものとする。

4 議会運営委員会は、法第109条第3項に規定する調査又は審査とともに、議会運営についての協議を行うものとする。

【趣旨・解説】

委員会には、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の3種類があります。

常任委員会は、部門別、又は事項別に所管をもち、その所管に関する事項について、本会議から付託された議案等に対して詳細な審査や調査する権限を持っています。

議会運営委員会は、議会運営を円滑に行うための調整や議長の諮問機関等の役割を持つ常設の委員会です。地方自治法109条第3項で規定された役割は3つあり、「議会の運営に関する事項」「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項」「議長の諮問に関する事項」です。これらの事項に関する議案等について審査や調査を行うことができます。

特別委員会は、議会が特定の事件について審査や調査をするため必要があると認めるときに、その都度議会の議決で設置して、必要な事件の審査や調査を行います。審査や調査が終了した時点で委員会は消滅します。

委員会とは、議会の内部に条例で設置することができる、予備的・専門的な審査機関のことです。現在、地方公共団体の事務が複雑多岐、専門的になっていることから、議案に対して、審議や調査を本会議で全て行うより、複数の委員会を設置し、議員の一部を構成員として、各委員会に事務を分担させて審査や調査を行わせた方が、能率的であると考えられた機関です。委員会は、「委員会審査独立の原則」があり、付託された議案等を審査・調査するために、本会議や他の委員会から制約、干渉を受けることがないよう保障されています。ただし、内部機関ですので、対外的な代表権や委員会での議決が本会議の議決に直結するものではありません。

これらの委員会活動に関して、調査及び研究並びに審査を充実させるため、必要に応じて委員相互間の討議を行うよう努めること、また、公聴会及び参考人制度の

活用に努めること、政策立案及び政策提案を積極的に行うよう努めることを定めています。また、議会運営委員会については、地方自治法での規定と併せて、議会運営についての協議を行うことを改めて定めました。

(委員長及び副委員長)

第22条 委員長は、委員会審査において円滑な委員会の運営に努めるものとする。

- 2 委員長は、市民の要請に応えるため、所管委員会に係る市政の課題等に対し、常に問題意識を持って委員会を運営するよう努めなければならない。
- 3 前2項の規定は、副委員長が委員長の職務を行う場合について準用する。

【趣旨・解説】

委員長は、委員会での議事を整理して、秩序を保持する権限を有しており、委員会を代表する者です。

副委員長は、委員長が他の公務や病気等で、委員長としての職務を取ることができない場合等において、委員長に代わりその職を行う者です。

本条では、委員長及び副委員長の職務上の義務を定めています。

第6章 議会の機能強化と改革

(議員相互の討議)

第23条 議会は、言論の府であることを認識し、議員相互間の自由かつたつな討議を中心とした会議の運営に努めるものとする。

2 議会は、議案の審議及び審査においては、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を果たすものとする。

3 議会は、市政に関する政策等及び課題等に対して議員相互間の共通認識及び合意形成を図り、意見集約がなされた内容について、条例の提案、議案の修正、決議等に向けた政策立案を行い、又は市長等に対し政策提言を行うものとする。

4 議員は、議会の機能を発揮するため、積極的に議員相互間の自由討議に努め、議論を尽くすものとする。

【趣旨・解説】

現在、地方議会では、議案についての質疑を中心として審議を行っています。また、採決の前に行われる討論は、賛成か反対かの意見表明であって、議員相互の討論にはなっていません。

加えて、一般質問では、議員個人として市政全般に関して質問を行い、議員による政策提案などの内容を含むことはあるのですが、あくまで執行部に対してであって、議員間での討議は行われていない状況です。

要因としては、議案のほとんどが市長等からの提案であり、市長等とのやりとりが中心にならざるを得ず、議員による提案や調査報告などがあまり行われていないことなどがあります。これらが行われれば、議員同士で討議をしなければならない状況も出てきます。

本来であれば、住民の多様な意見を代表する議員が、相互に自由な立場で討議し、争点を明らかにし、意見の相違や共通点を確認し、よりよい結論にいたる過程が必要なはずですが、そのため、議員相互間の討議について決めました。

議員間や委員間で討議を行うには、議員同士が討議をする場を設定しなければなりません。委員会審査や本会議のなかで、委員会協議会や全員協議会などに移行して、議員同士で自由に議論を行う場を設定することなどが考えられます。

(専門的知見の活用)

第24条 議会は、法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用するものとする。

【趣旨・解説】

地方自治法には、公聴会や参考人制度がありますが、これらは意見を聴取することができるものであって、議会として能動的に調査・研究ができるものではありません。

対して、地方自治法100条の2に定められている専門的知見の活用は、議案の審査や市政の課題等について、学識経験者等の専門家に調査を依頼できるというものであり、議会として積極的に活用すべきだと考え決めました。

専門的事項に係る調査をさせるためには、本会議での議決を必要とします。また、調査を求める相手方は、個人、法人、法人格のない団体・組織等も対象となります。なお、本市議会では、既に議会基本条例を制定するにあたり、平成28年第4回定例会において議決を行い、専門的事項に係る調査を行っています。

議会で議決する際には、調査の対象となる事項や期間、相手方の氏名などが必要になります。また、調査する内容は、議案の審査又は当該地方公共団体の事務に関する調査が議会において継続的に行われていることが前提となりますので、委員会の閉会中の継続審査の手続きが必要です。

(公聴会及び参考人制度の活用)

第25条 議会は、本会議において、公聴会及び参考人制度の活用に努めるものとする。

【趣旨・解説】

直接利害関係を有する市民や学識経験者の意見などを聴いて、その意見などを審議や審査に反映させたり、議会としての政策立案や意思決定が、市民の意思や社会通念からかい離しないために公聴会や参考人制度を活用することを定めました。なお、本市議会では、請願提出者の希望がある場合は、委員会審査の際に、参考人として出席をしてもらっています。

(審議会等の設置)

第26条 議会は、審議会、審査会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。

2 前項の審議会等の機関に関し必要な事項は、条例で別に定める。

【趣旨・解説】

議会の必要に応じて調査や審査をするための、非常勤の合議制組織を置くことは、自治体の自治組織権を根拠として差しつかえないという見解があります。

そのため、議会が必要に応じて、審議会等を設置できることを決めました。

審議会等の機関に関し必要な事項は、条例で別に定めることとしていますので、設置された機関の委員の身分は、条例にもとづいて設置された自治体の機関の構成員なので、「地方公務員」となります（地方公務員法第3条第1項）。

(政策討論会)

第27条 議会は、市政の課題等について、議員相互間の共通認識を醸成するため、政策討論会を行うよう努めるものとする。

【趣旨・解説】

市政の課題等について、対応するには議会が積極的に条例の制定や政策の提案を行うことが望ましいと考えます。そのために、より良い政策等の提案ができるよう、議員相互間で政策討論会を行うよう努めることを定めています。

(意見公募手続)

第28条 議会は、基本的かつ重要な条例の提案に当っては、パブリック・コメント手続を行うものとする。

【趣旨・解説】

これまで、議会では、委員会や議員から重要な条例を提案する場合に、広く市民から意見を聴取する制度がありませんでした。しかし、市民の意見や要望を反映することが必要だと考え、パブリック・コメントについての制度を定めました。

(予算の確保)

第29条 議会は、議事機関としての機能を充実するため、必要な予算の確保に努めるものとする。

【趣旨・解説】

予算の編成、提案する権利は市長に専属していますので、議会として予算が伴うような条例や政策等は市長を無視してできません。しかし、議事機関としての機能を充実するためには、予算の確保が必要な場合もあるため、市長等に対し必要な予算を要望するなど、予算の確保に努めることを定めました。

(広報広聴機能の充実)

第30条 議会は、情報技術の発展を踏まえた多様な広報広聴媒体を活用することにより、より多くの市民が議会活動に関心を持つよう議会広報広聴活動に努めるものとする。

【趣旨・解説】

これまで、「議会だより」や「議会報告会」で議会の審議状況などについて、市民の皆さんにお知らせしてきましたが、どちらかというとも議会が伝えたいことが主となり、市民からの意見や要望を聴く機会については、あまりありませんでした。

また、市民からの意見や要望についても、求めるだけで終わってしまうこともありました。今後は、意見や要望を聴くだけでなく、その意見や要望をどのように反映させるかが課題となります。

「広報」だけでなく、「広聴」機能を充実させ、市民から出された意見を政策提言と捉え、できるだけ議論の中に位置付けていく必要があると考え、決めました。

(議員研修)

第31条 議会は、議員の資質の向上を図るため、議員研修の充実に努めるものとする。

2 議会は、学識経験を有する者及び市民との議員研修会を積極的に開催するものとする。

3 議会は、一般選挙後の議員の任期開始後速やかに、議員に対し、この条例に関する研修を行うものとする。

4 議会及び議員は、市政の課題等を広い視点から捉えるため、他の自治体の事例等を調査研究するよう努めるものとする。

【趣旨・解説】

非常勤の特別職である議員には、一般の職員のような地方公務員法での研修の機会が保障されていないため、北本市議会として、議員の資質や政策立案能力などを向上させるために議員研修の充実が必要です。そのため、学識経験者や市民等を招き、議員研修会を積極的に開催することや議会及び議員は、他の自治体の事例等を調査研究するよう努めることを決めました。

また、議会基本条例は、議会の役割や議会、議員の活動原則など、今後の本市議会運営等の考え方の基本になるため、一般選挙後の議員任期開始後、速やかに議会基本条例に関する研修を行うことを決めました。

(議会事務局)

第32条 議会事務局は、議員の議会活動に必要とされる行政情報の収集及び提供に努めるものとする。

2 議会は、議会の機能を充実させるため、議会活動を補佐する議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備を図るよう努めるものとする。

【趣旨・解説】

議会の政策立案機能の強化や議会審議を活性化するためには、様々な条件などを整備する必要があります。その中には、議会をサポートする議会事務局の充実強化も含まれます。議員への行政情報の提供や調査機能、法務機能の充実強化を図ることを目的として、それにふさわしい人材の確保と組織体制の強化整備に努めることを決めました。

(議会図書室の充実強化)

第33条 議会は、議員の議会における審議及び調査研究に役立てるため、必要な資料等を収集保管し、議員に積極的な情報提供を行う等、議会図書室の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、議会図書室の市民等の閲覧利用に配慮するものとする。

3 前2項に規定するもののほか、議会図書室に関する事項については、議長が別に定める。

【趣旨・解説】

議会図書室は、地方自治法第100条第19項において、議員の調査研究に資するため、図書室を設置して、官報や政府の刊行物、県の刊行物を保管することが義務付けられています。

しかし、議会の政策立案能力などを高めていくためには、地方自治法で求められているものだけでなく、審議や議員の調査研究に資するような資料を収集保管し、積極的な情報提供が行えるように、議会図書室の充実強化に努めなければなりません。

第2項では、議会図書室にある資料については、議員の利用に支障がない範囲内で、市民をはじめとした議員以外の者の利用に配慮することを定めています。

第3項では、第1項と第2項に定めるもののほか、議会図書室に関する事項については、議長が別に定めることとし、北本市議会図書室規程（平成25年議会告示第2号）で別に定めています。

(議会改革の推進)

第34条 議会は、継続的な議会改革に取り組むものとする。

2 議会は、前項の規定による取組を行うため、議員で構成する議会改革を推進する組織を設置することができる。

3 議会は、必要があると認めるときは、前項の議会改革を推進する組織に学識経験を有する者等を構成員として加えることができる。

4 議会改革を推進する組織に関する事項は、議長が別に定める。

【趣旨・解説】

北本市議会が、文字通りの二代表制の一翼を担う組織として、安定的な運営をしていくためには、自己変革をしていかなければなりません。そのため現状に満足することなく、常に市民に開かれた信頼される議会を目指し、継続的な議会改革に取り組むことを定めています。

第2項では、議員で構成する継続的な議会改革に取り組むための組織を設置することができることを決めました。

第3項では、議会が必要と認める場合は、その組織に学識経験を有する者等を構成員として加えることができると決めました。

第4項で、議会改革を推進する組織に関する事項については、議長が別に定めることも定めています。

第7章 議員定数、議員報酬等

(議員定数)

第35条 法第91条第1項に規定する議会の議員の定数は、20人とする。

2 議員の定数の変更にあたっては、市政の現状及び課題、将来の予測、市民の意見、その他の事情を十分に考慮するものとする。

【趣旨・解説】

議員定数は、地方自治法第91条第1項で「市町村の議会の議員定数は、条例で定める」としていることから、北本市議会の議員の定数を定める条例（平成14年条例第33号）で、20人と定めていました。

今回、議会基本条例を制定するに当たり、定数についても議会基本条例に一本化することとし、第1項で議員定数を20人と決めました。併せて、議員定数を変更する際に考慮することを決めました。

(議員報酬)

第36条 議員報酬は、社会経済情勢、市政の現状及び課題、将来の予測、市民の意見その他の事情を十分に考慮し、定めるものとする。

2 前項に規定するもののほか、議員報酬に関する事項については、別に条例で定める。

【趣旨・解説】

地方公務員法第3条第3項第1号で、「就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職」については、特別職としています。市長と議員は常勤と非常勤の差はありますが、二元代表制の趣旨を考慮すると議員が議会活動や議員活動に専念することのできる経済的な保障がある程度必要です。

議員報酬については、地方自治法第203条第4項で「額並びにその支給方法」は条例で定めることを求めており、既に北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年条例第8号）で定めていることから、第2項では、別に条例で定めるとしました。

(会派)

第37条 議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができる。

【趣旨・解説】

会派とは、一般的に、共通する主義や政策、理念を有する議員の集まりです。議員が個々で活動するだけでなく、会派を結成して活動することができるよう定めました。

(政務活動費)

第38条 政務活動費は、議会の充実等に資するため、議員の政策立案及び調査研究等の活動に充当できるものとする。

2 政務活動費は、活動成果の報告に努める等、説明責任を果たし、適正に取り扱うものとする。

3 前2項に規定するもののほか、政務活動費に関する事項については、別に条例で定める。

【趣旨・解説】

政務活動費は、地方自治法第100条第14項から第16項にかけてその根拠が示されています。条例で定めた場合に、議員の調査研究その他の活動に資するために、必要な経費の一部として、会派や議員が政務活動費の交付を受けることができるものです。

第3項で規定する条例は、北本市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第15号）で、政務活動費の交付手続きや使途基準、収支報告などについて定めています。

第8章 見直し手続

第39条 議会は、議会運営委員会において、この条例の不断の検証に努め、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、条例の見直しを行うものとする。

【趣旨・解説】

議会基本条例については、議会の基本的なことを定めたものであるため、その実効性や有効性を常に検証する必要があります。そのため、議会運営委員会において、不断の検証に努め、必要があると認めるときは、条例の見直しを行うことを決めました。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年 月 日から施行する。
(北本市議会の定例会条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例等は、廃止する。
 - (1) 北本市議会定例会条例 (昭和31年条例第4号)
 - (2) 北本市議会の議員の定数を定める条例 (平成14年条例第33号)
 - (3) 北本市議会の議決すべき事件を定める条例 (平成27年条例第31号)

議会運営委員会確認 (平成31年2月20日)
全員協議会報告 (平成31年3月18日)